

# 御説明資料

平成24年5月22日

金融庁総務企画局市場課

# ○ 金融商品取引法における排出権取引の取扱い

---

○ 排出権の定義：地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する「算定割当量」  
(金融商品取引法第87条の2第1項)

○ 業規制における位置付け

⇒ 金融商品取引業者が排出権(※)の現物取引やデリバティブ取引を行う場合は、届出が必要。

(※) 排出権は、金商法上の「有価証券」又は「金融商品」に該当しないため、排出権取引を行うに当たって、金商業者としての登録は求められていない。

○ 取引所規制における位置付け

⇒ 金融商品取引所が排出権取引市場を開設する場合は、認可が必要。

# ○ 金融審議会における検討

## 「金融審議会金融分科会第一部会報告— 投資サービス法（仮称）に向けて —」（平成17年12月） （抜粋）

投資サービス法の対象となる金融商品について、可能な限り幅広い金融商品を対象とすべきとしつつ、

① 金銭の出資、金銭等の償還の可能性を持ち、

② 資産や指標などに関連して、

③ より高いリターン（経済的効用）を期待してリスクをとるものといった基準の設定を試みつつ、投資商品の具体的な定義については、投資者保護の観点から適当と考えられる商品について、集団投資スキーム、及びこれに類似する個別の投資スキーム、を含めて、可能な限り大きな括りで列挙するとともに、金融環境の実情や変化を踏まえてきめ細かい適用除外や商品指定ができるようにすることが適当と考えられる。

## 「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」（平成19年12月） （抜粋）

諸外国においては、排出権等についても、取引所における取引が開始されている状況にある。排出権については、金融商品に近い側面を持つと考えられるものの、現状、その法的な位置付けや価格評価方法等は必ずしも明確となっていない。一方で、今後、我が国においても、排出権取引等、金融取引に類似した性質を持つ取引が活発化することが考えられる。このような取引についても、例えば、公益又は投資者保護上、金融商品取引所グループにおいて取引の場を設けることに問題のない枠組みであれば、関連業務として認めていくことが考えられる。更に、排出権の法的な位置付けや価格評価方法等の明確化が図られる等の状況が整った場合に、その取引の具体的な態様等も踏まえつつ、金融商品として取り扱うことについても、幅広く検討を行っていく必要がある。

# (参考) 地球温暖化問題に関する閣僚委員会等

## 地球温暖化対策の主要3施策について

(平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会)(抄)

### ○国内排出量取引制度

国内排出量取引制度は、地球温暖化対策の柱である一方で、企業経営への行き過ぎた介入、成長産業の投資阻害、マネーゲームの助長といった懸念があり、地球温暖化対策のための税や全量固定価格買取制度の負担に加え大口の排出者に新たな規制を課すことになる。

このため、国内排出量取引制度に関しては、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策(産業界の自主的な取組など)の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、**慎重に検討を行う。**

## 地球温暖化対策基本法案(平成22年3月12日・10月8日閣議決定)(抄)

### (国内排出量取引制度の創設)

第十三条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減が着実に実施されるようにするため、国内排出量取引制度(温室効果ガスの排出をする者(以下この条において「排出者」という。)の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める制度をいう。以下同じ。)を創設するものとし、このために必要な法制上の措置について、次条第二項に規定する地球温暖化対策のための税についての検討と並行して検討を行い、この法律の施行後一年以内を目途に成案を得るものとする。

- 2 前項の規定による検討においては、排出者の範囲、当該範囲に属する排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法、当該排出者の温室効果ガスの排出の状況等の公表の制度その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項について検討を行うものとする。
- 3 前項の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法については、一定の期間における温室効果ガスの排出量の総量の限度として定める方法を基本としつつ、生産量その他事業活動の規模を表す量の一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度として定める方法についても、検討を行うものとする。